

【権利制限の一般規定に関する中間まとめへの意見】

2010年8月5日

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
専務理事・事務局長 久保田 裕

1. 総論

ACCS は、権利制限の一般規定の導入に反対の意見を表明しており、中間まとめが発表となり、その検討状況並びに検討結果を拝見した上でも、反対の立場は変わるものではありません。

特に、導入による権利者の不利益、導入の必要性の検討経過並びにその結論については、到底承伏できないものであると考えております。

意見の詳細につきましては、意見募集に対してご提出いたしましたパブリックコメントをご覧くださいと存じます。

今回の意見表明におきましては、中間まとめに記載の A～C 類型に関して、弊協会の意見を説明いたします。

2. 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(1) A 類型について

本類型は、写真・映像への付随的ないわゆる「写り込み」が想定されていますが、「写り込み」（及び音の録り込み）は、それに特化した個別の規定により対応すれば十分であると考えます。そもそも、著作権法で保護される表現に対する人間の知覚方法は、視覚又は聴覚を通じての 2 種類しか存しません。「写り込み」のような著作物の取り込みは、視覚又は聴覚により知覚可能な表現においてしかありえないのですから、一般規定化にはなじまないものだと考えます。むしろ、表現された結果のみでは付随的に写り込んだものか、意図的に写し込んだものかが判然とないことから、一般規定化したとたん、例えば「写し込み」の扱いに関し、法制問題小委員会委員の間ですら、その見解が分かれていることから分かります。抽象化してそのまま立法化すれば、混乱は必至であると思料します。

本中間まとめにおいても、いわゆる「写し込み」が含まれるかどうかについては慎重に検討すべきとの意見が付されていますが、意図的に写し込む場合は、写し込まれる著作物を利用者が選定しているという観点から本来的な利用であると評価すべきだと考えます。このような利用においては、許諾を得ることが現実的でないものとは考えられないため、少なくとも現在の要件に「偶発的な

ものであること」を加えるべきです。

(2) B 類型について

本類型で想定されている事例に関しては、(a)著作権者の許諾に基づく利用、(b)個別権利制限規定に基づく利用に分けて検討する必要があると考えます。

(a)の利用形態に関しては、本報告書でも指摘のあるとおり、黙示的許諾の法理または個別制限規定の解釈によって解決をはかることが可能であると考えます。現に、CD 録音許諾を得た場合のマスターテープ製作における複製などが問題となる事例として上がっていますが、かかるマスターテープ製作（複製）を行うに際し、利用者であるレコード製作者において何らかの委縮効果が生じたという事例があるとは考えられません。逆にこのような委縮効果が生じていないという例証として、日本レコード協会がそのホームページに、CD 製作過程におけるマスターテープのテープの製作を堂々と記載し、広く公知としていることから明らかです。また、当該事例において、権利者が権利行使をし、裁判所に判断を委ねたとしても、権利濫用として退けられる可能性が非常に高く、何らの弊害も生じていない事例をあげることも、敢えて(a)の利用形態に関して明文化した規定とする必要はないと考えます。

(b)の利用形態に関しては、全ての個別制限規定に基づく利用を一律に論じるべきではないと考えます。

そもそも、著作物の全ての複製行為は、当該著作物の利使用のための準備行為であって、複製が目的ではありません。そのため、本類型の要件となっている、「適法な著作物の利用」を前提とすることは、著作権対象行為でない著作物の視聴等行為のための複製の全てを適法としてしまう余地があり、このことは、著作権制度を根本から覆す結果となりかねません。したがって、本類型における(b)の利用形態を想定した規定の導入には反対です。

本中間まとめにおいて例示されている、33条1項や38条1項に基づく利用の準備段階としての複製行為は、一般規定として論じられる行為ではなく、あくまでも当該個別制限規定が、その準備段階である複製行為までも適法とすべきかどうかを想定しているかが論点であって、それぞれの個別制限規定において議論されるべき問題であると思料します。

(3) C 類型について

本類型の要件として掲げる「著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用」にどのような行為が当てはまるかが判然としません。

例えば、昨今甚大な被害を権利者に及ぼしているファイル共有ソフトの利用において、一部のソフトでは、著作物ファイルの一部もしくは全部をソフト利

利用者の意志とは無関係に保持させることによって、当該著作物ファイルの拡散を促進するものが存在します。このようなファイル共有ソフトにおいて、流通しているファイルのほとんどは権利者の許諾なく送受信されている違法な著作物ファイルであり、利用者のファイル保持行為によって拡散を促進することは、著作権侵害を拡大することにほかなりません。本類型はこのような利用者の行為の一部を適法とする余地があり、言い逃れや居直りといった侵害を引き起こす原因となります。

このような事態について、何ら対策が講じられていない（または検討されていない）状況下において、侵害を拡大することが容易に想像できる規定を導入することは是認できません。このような違法な著作物を利用する場合の対策について検討し、除外できる要件を付加することが必須です。

さらに、本類型に対する懸念として、法制問題小委員会委員の中には、本類型には、米国のフェアユースにおけるいわゆるトランスフォーマティブ的な利用も含まれると解しているようですが、そうすると、C類型は、実質的にアメリカ版フェアユースのかなりの部分を取り込んでしまう結果となります。これは、権利者側にとってのみならず、一般規定導入に理解を示しているハードメーカー側ですら要望していないことであり、誰も希望しない規定を導入する必要性は存しません。

本類型については、本中間まとめにある通り、近時に法改正がなされたインターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための権利制限規定以外に想定される事例が存在しないのであれば、例示された技術検証のための複製等を制限する個別制限規定に留めることが適当であると考えます。

3. 権利制限の対象となる著作物の種類について

本中間まとめにおける各類型においてプログラムの著作物が利用される場面は想定できないことから、対象とならないことを明示していただくよう希望します。

A類型については、プログラムの著作物が写り込む状況は想定できません。

B類型については、プログラムの著作物については、既に47条の3によって、必要と認められる程度の複製が制限される規定が存しており、一般規定によって改めて制限されるべき行為は存在しないと考えられます。

C類型については、その本来の利用が「表現の知覚」によるものではなく、表現の知覚に向けられた利用かどうかによって「本来の利用」かどうかを評価することはできないこと、さらに、当該C類型において権利制限される可能性があるとするリバースエンジニアリングについては、既に個別制限規定を創設することが結論づけられていることから、対象とする理由は存しないものと

思料します。

これらのことから、プログラムの著作物については対象外としていただきたく存じます。

以上